

公益社団法人 新潟県栄養士会 定款施行細則

第1章 総 則

(細則の目的)※定款第53条の委任を受けて

第1条 この細則は、定款第53条の規定により会務執行に必要な事項を定める。

(事務局)

第2条 本会に、公益社団法人新潟県栄養士会(以下「新潟県栄養士会」という。)事務局を置く。

第2章 会 員

(入会の手続き)※定款第8条、第9条関係

第3条 正会員になろうとする者は、入会申込書に定められた当該年度の会費を添えて、公益社団法人新潟県栄養士会会長(以下「会長」という。)に提出する。

- 2 特別会員になろうとする者は、入会申込書に定められた当該年度の会費を添えて、会長に提出する。
- 3 会長は、前2項の入会申込書を受理したときは、理事会の承認を得て、正会員及び特別会員名簿に登録するとともに、会員証を交付しなければならない。
- 4 賛助会員になろうとするものは、入会承認申請書を会長に提出し、理事会の審査を得て、認められたときは、定められた会費を会長に納入しなければならない。
- 5 会長は、賛助会員より会費の納入を受けたときは、賛助会員名簿に登録する。

(名誉会員)

第4条 名誉会員は、終身会員とする。

- 2 正会員が次の各号に該当(第一号該当者はその職を退いた者)したときは、理事会は総会に名誉会員として推薦することができる。
 - 一 定款第24条第2項に定める会長を5期(通算10年)歴任し、年齢70歳以上の者
 - 二 本会に多額の寄付を行い、本会発展に貢献した者
 - 三 その他前各号に準ずる者
- 3 会長は、総会で承認を受けた名誉会員については名誉会員台帳に登録するとともに、名誉会員の証を贈るものとする。
- 4 名誉会員は、本会の重要会議等へ出席できるものとするが、議決権は有さない。
- 5 名誉会員は会費の納入を要しない。

(退会の手続き)

第5条 会員が退会しようとするときは、次の手続きをとらなければならない。

- 一 正会員、賛助会員及び特別会員は、会長に退会届を提出する。
- 二 退会届を受理したら会長は会員名簿の登録を抹消する。

(登録事項の変更及び会員証の書換交付)

第6条 正会員が、住所、勤務地、氏名及び所属職域事業部の変更並びに新たに管理栄養士の登録を行ったときは、30日以内に会長に届出る。その場合、会員証記載事項に変更があるときは、会員証を添付しなければならない。

- 2 前項の届出を受けた時、会長は会員名簿登録事項の訂正を行うとともに、会員証の記載事項に変更があるときは、会員証の書換交付を行う。
- 3 特別会員が、住所、勤務地、氏名及び所属職域事業部の変更したときは、30日以内に会長に届出る。

この変更が、会員証の変更に係る場合、会長は、会員証の書換交付を添付しなければならない。

(会員証の再交付)

- 第7条 正会員及び特別会員は、会員証を破損又は亡失したときは、その旨を書き、会長に再交付申請することができる。
- 2 前項の規定によって会員証の再交付を申請した後、亡失した会員証を発見したときは、30日以内に会長に提出する。
- 3 正会員及び特別会員が会員証の再交付を受けるときは、手数料1,000円を納入する。

(会員証の返納)

- 第8条 正会員及び特別会員が退会しようとするときは、第5条の手続きとともに会員証を返納する。
- 2 正会員及び特別会員が死亡したときは、戸籍法の届出義務者から会長に会員証を返納する。

第3章 会費及び拠出金

(会費) ※定款第9条関係

- 第9条 本会の会費は、総会の定めにより次のとおりとし、賛助会員は一口以上とする。
- | | | |
|---------|------|---------|
| 一 正会員費 | 年額 | 11,500円 |
| 二 賛助会員費 | 年額1口 | 30,000円 |
| 三 特別会員費 | 年額 | 11,500円 |

(会費の納入方法及び納入期限)

- 第10条 正会員及び特別会員は、翌年度の会費を前年度の3月31日までに、会長に納入する。
- 2 会長は、前項の納付があったときは、会員名簿に登録する。
- 3 賛助会員は、1ヵ年分の会費を前納するものとする。会長は、前項の納付があったときは、賛助会員名簿に記載のうえ、領収書を交付する。

(拠出金)

- 第11条 本会は、研修会、講習会等において必要な経費及び賦課金等を徴収することができる。この場合の金額は担当部等で協議のうえ定め、理事会に報告しなければならない。

(会費並びに拠出金の使途)

- 第12条 会費並びに拠出金収入の50%以上は公益事業に使用しなければならない。

第4章 助成金

(助成金)

- 第13条 本会は、正当な理由がある時は、理事会の承認を得て、助成することができる。
- 2 前条の規定により助成金を受けた者は、その助成金にかかる事業及び収支決算について会長に報告しなければならない。

第5章 執行機関

(理事の職務)

- 第14条 理事は、定款第26条第1項に基づき、業務執行部、職域事業部及び委員会等を組織し、積極的に業務の推進に努めなければならない。

(業務執行部及び常任理事会等の設置)

第15条 本会の業務執行にあたり、必要な業務執行部を置く。会長、副会長及び専務理事を除く理事はいずれかの部に所属しなければならない。

2 各部に部長、副部長及び部員を置く。部長、副部長及び部員は、理事会で選任する。

3 会長、副会長、専務理事、各業務執行部長をもって常任理事会を組織する。会長は必要に応じて理事を常任理事会に出席させることができる。

4 部長は常任理事とし各部を分掌し、部長(常任理事)に事故あるときは、当該部の副部長が代理する。

5 会長は、業務執行にあたり、理事会の承認を得て理事及び学識経験豊富な会員をもって委員会を設置、運営することができる。

第6章 支 部

(支 部)※定款39条関係

第16条 定款第39条に定める本会の支部は、村上、新発田、新潟市、三条、長岡、柏崎、魚沼、十日町、上越及び佐渡支部とする。

2 支部の運営等に関する事項は別に定める支部・職域事業部内規によるものとする。

第7章 職域事業部

(職域事業部)※定款41条関係

第17条 定款第41条第1項に定める職域事業部の区分は次のとおりとする。

一 医療 二 学校健康教育 三 勤労者支援 四 研究・教育 五 公衆衛生 六 地域活動 七 福祉

2 職域事業部の運営等に関する事項は別に定める支部・職域事業部内規によるものとする。

第8章 諮 問 機 関

(委員会の設置)

第18条 会長は、会務の重要な事項について諮問するため特別委員会を置くことができる。

2 委員は、顧問、参与及び学識経験者により会長が委嘱する。

(顧問、参与及び名誉会長等の会費免除)

第19条 本会の顧問、参与及び名誉会長等に推薦された正会員には、会費を免除することができる。

第9章 会 議

(会 議)

第20条 本会の会議は、次のとおりとする。

- 一 総会
- 二 理事会
- 三 常任理事会

(総会の運営等)

第21条 総会の議事を運営するにあたっては、別に定める議事運営規程による。

2 総会に付議すべき事項は、理事会で決する。

(理事会の開催)

第22条 理事会は、年3回以上とする。

(理事会の任務)

第23条 理事会は、定款に定めるほか、次の事項について審議する。

- 一 総会において委任された事項
- 二 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に関する事項
- 三 科目の流用並びに予備費の支出に関する事項
- 四 定款の改正案作成に関する事項
- 五 役員の辞任に関する事項
- 六 職員の任免に関する事項
- 七 その他必要な事項

(常任理事会の開催)

第24条 常任理事会は、会長が必要と認めたときに、随時開催することができる。

2 常任理事会は、会長が招集してその議長となる。

(常任理事会の定足数及び議決)

第25条 常任理事会の定足数及び議決は、定款第37条第1項を準用する。

(常任理事会の任務)

第26条 常任理事会は、次の事項を審議する。

- 一 理事会が委任した事項
- 二 理事会に付議すべき事項
- 三 日常業務の執行に関すること及び緊急を要する事項
- 四 その他必要な事項

第10章 議 事 録

(記 録) 定款第22条、第37条その他の会議

第27条 議事録の記録は、会議の承認を得て議長が依頼する書記により記録する。

(掲 載)

第28条 記録は、これをホームページに掲載するものとする。但し、会議の承認を得て掲載を要しないと認められた部分並びに議長が発言を禁止又は取消しさせたものは、これを掲載しない。

(記録の訂正)

第29条 発言したものは、会議の翌日の午後5時までにその発言した字句の訂正を求めることができる。ただし、発言の要旨を変えることはできない。

第11章 会 計

(報酬、給料等)※定款第30条関係

第30条 常勤の役員並びに職員の報酬、給料、諸手当等の諸給与に関しては、理事会の承認を得て会長が定める。

(会計規定)

第31条 本会の会計処理は、別に定める経理規程並びに支部及び職域事業部の経理処理に関する内規による。

第12章 雑 則

(細則の変更)

第32条 この細則の変更は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

1 この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年8月21日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年5月11日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年3月17日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年7月16日から施行する。